

	<h1 style="text-align: center;">全国センター通信</h1>	<p>働くもののいのちと健康を守る全国センター 発行責任者：岩橋 祐治 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター・全労連会館6階 Tel (03) 5842 - 5601 Fax (03) 5842 - 5602 毎月1日発行 年額1,500円 (送料込、会員は会費を含む) http://www.inoken.gr.jp</p>
---	---	--

原告の全員救済・全面勝訴

建設アスベスト京都控訴審判決

去る8月31日大阪高裁(田川直之裁判長)は、国と石綿含有建材メーカーを訴えていた建設アスベスト京都第1陣控訴審において、国及び建材メーカー14社に対し、総額約3億円の支払を命じる判決を言い渡しました。京都訴訟第1陣は、被害者数25人で、2016年1月に京都地裁判決で初めて建材メーカーと責任を認める判決を勝ち取っていました。高裁判決は2016年には認められなかった一人親方(個人事業主)に対しても国の責任を認め、控訴した原告全員を救済するという画期をなす判決となりました。



いのちをかけた全面勝利

判決直後に行われた報告集会には、大きな「勝利」の横に「全面勝利」「一人親方も救済」「企業を厳しく断罪」「国の責任9たび断罪」など6本の旗が並びます(写真)。原告の代表は、「各地で命をかけてたたかってきた成果がやっとここまできた。全員認められたことが何よりうれしい」と笑顔で発言しました。

村山晃弁護士団長は、「一人親方が認められたことが何より大きい。これは建築労働者の就労実態と真摯に向き合ったもの。労働者も一人親方も同じように働いていて、被害にあった。一人親方だけが国の責任から除外されることは許されない。今年3月の東京高裁判決に続いて高裁で認められたことはとても大きい」と語りました。また、京都総評の梶川憲議長も「働く仲間がこの判決を待っていた。雇用形態によるいのちの差別があってはならない。非正規労働者を増やそうとする政治への一穴になった」と力強く連帯あいさつを行いました。

また、1審に続いて、控訴審でも屋外作業者に対する国の責任も認められています。

建材メーカー責任についても拡大

判決は、1審判決と同様にアスベスト建材メーカーも、国と同じく1970年代初めには、アスベストの危険性や対策を警告表示すべきだった判断。おおむ

ね、20~25%の市場シェアを持つメーカーの建材であれば、労働者が使用した可能性が高いとし10社について共同不法行為責任を認めました。特に、1審で認められなかったクボタ・日本バルカーの責任を認め、企業の責任に対する判断を拡大したことは評価できます。高裁レベルで企業責任を認めた判決は、昨年10月の東京高裁に続けて2例目です。メーカーの責任を問う司法判断の流れは、確かなものになってきたと言えます。

国を9度、断罪

建設アスベスト訴訟は、2008年に東京第1次訴訟が提起されて以来、この10年間で、北海道・東京・神奈川・京都・大阪・九州の6カ所それぞれ1陣訴訟・2陣訴訟が提起されました。全国で12件の訴訟が進行しており、そのうち、2件は最高裁、5件(2面下につづく)

〈今月号の記事〉

- MIC女性連絡会学習会／1面つづき……………2面
- 建設中のビル火災から見える危険作業現場……………3面
- 各地・各団体のとりくみ 北海道/愛知/奈良/京都/職業がんをなくそう会/徳島OTの会……………4~6面
- ゴンチャロフ労災事件/相談室だより……………7面
- ブロックセミナー・本の紹介『大東建託の内幕』…8面

女性回答者の7割以上がセクハラを受けていた MIC & MIC女性連絡会セクハラWEBアンケート結果報告

7月18日から8月17日の期間に行われた、MIC (日本マスコミ文化情報労組会議)・同女性連絡会のセクハラWEBアンケート集計結果がまとまり、MIC女性連絡会 夏の学習会2 (8月31日・都内で開催) で報告がありました (写真)。

「男女雇用機会均等法」に規定後も変わらず

回答数は428 (女233・男194・その他1) で、セクハラを受けたことがある人は47.2% (表) と半数以下でしたが、女性だけで見ると74%がセクハラ被害者でした。男性も、被害を受けたことがある・周囲で見聞きした人が48.5%でした。回答者の中でもこれだけの割合で被害数が出たということは、MIC加盟単組の職場だけでなく、社会全体でも相当数起きているのではないかと考えられます。

「セクハラを受けたのはいつですか」の問いには1年未満・5年未満が回答数 (複数回答あり) の約50%でしたが、10年以上前も約20%ありました。21年前、「男女雇用機会均等法」に「性的嫌がらせへの配慮」が盛り込まれたにも関わらず、その後も続いて起きている実態があります。

セクハラの内容を見ると、「結婚しないの?」「子どもを産まないの?」など、自己決定権に関わる質

(表)

あなたはセクハラにあった経験がありますか	回答数	割合 (%)
①ある	202	47.2
②ない	141	32.9
③(自分は受けていないが)社内で見聞きした	85	19.9
無回答	0	0.0
合計	428	100.0

(1面つづき)

は高裁、5件は地裁で審理が行われています。原告数は約800人、被害者総数で700人を超えています。

今回の大阪高裁を含め、これまで10回の判決のうち、最初の神奈川第1陣横浜地裁を除き、9つの判決はすべて国の責任を認めています。国に責任があることはすでに確定しています。

1日も早く、すべての被害者の救済を

京都1陣の原告においても、被害者25人のうちすでに16人が亡くなっています (提訴後死亡者11人)。その現実が、被害の深刻さを物語っています。

次は9月20日、大阪ルート第1陣の大阪高裁判決が予定されています。全国の訴訟で一步一步、国と

問をされたがトップでした。また、ストーカー行為など命の危険にさらされる可能性がある行為や性的行為を迫られるなどの犯罪行為も報告されています。

男性の被害報告件数は少ないのですが、1人が受けたセクハラの種類が女性4.83項目に対して5.17項目という結果が出ました。

外勤記者の9割近くが取材先で被害

このアンケートをとるきっかけとなったのは、取材先でのセクハラ問題でした。アンケート結果では、外勤・内勤記者と外勤営業ともに加害者は社内の先輩がトップでしたが、警察・検察・地方および国家公務員と政治家の数を合計すると、外勤記者の88.9%が取材先で被害を受けていました。

統一要求にまとめ各社に提出

学習会の後半は、統一要求案の検討が行われました。要望書にはアンケート結果への対応策や前回の学習会で出された実践例などがもりこまれています。9月末に開催のMICの総会で採択の後に各職場に提出予定です。(全国センター 宮沢さかえ)

メーカーを追いつめてきました。1日も早い被害者の救済制度 (石綿被害者救済基金制度) の創設が求められています。

「生きているうちに解決を」は、被害者の心底からの願いです。(全国センター 岡村やよい)



大阪高裁へ入廷 (8月21日)

建設中のビル火災から見える危険作業現場

中央労働災害防止協会 加藤雅章さんに聞く

7月26日、東京都多摩市で建設中の大型（地上3階・地下4階）ビルで火災が発生し死者5人・負傷者40人を出しました。被災者は、いずれも作業員でした。この火災から見える、危険箇所・作業での安全対策・注意すべきことなどについて、元東京労働局労災防止指導員・村上剛志さんと一緒に中央労働災害防止協会・加藤雅章さんに話を聞きました。

労働安全衛生法に抵触事項が多い

多摩市のビル建設現場火災は、警察の詳細な検証に入った段階ですので詳しい情報はわかりませんが、おそらく労働安全衛生法（以下安衛法）違反が多くあったと思われます。

安衛法には、「第4節 火気等の管理」と火気の扱いが独立し、そこに「危険物等がある場所における火気等の使用禁止」と明記されています（279条）。まず、この点がどうであったか。

次に、「消火設備」（同289条=火災の原因となるおそれがあるものを取り扱う場所での設置義務）がポイントになると思います。

本来、現場でやるべきこと

建設現場では、作業開始前に朝礼などでその日の工事予定・注意事項を話し、TBM（ツールボックスミーティング）で現場ごとに作業や注意点の確認を行うことになっています。多摩市の火災現場は大規模で、おそらく相当数の作業が同時に行われ、作業員が320人（新聞報道）と多く、その所属会社数も相当数であったと考えられます。そのような中で、TBMはどうしていたのか。仮に非常時の説明があ

ったとしても、工事中のために避難経路などの表示もなかったでしょうし、仮設の設備やボードをはる前の壁に断熱材のウレタンがむき出しになっている状況では、より一層の注意が必要です。

作業員の勤務



加藤雅章さん（左）と村上剛志さん（社医研センター）

管理ですが、元請会社は「日付・会社名・人数」は把握しています。しかし、「誰が」までは把握しておらず、請負業者の管理になっています。ただ、最近の大型工事現場は入退場をカードで管理しているので、誰が入場したのかはわかります。しかし、今回のような現場では、入れ代わり立ち代わり人が変わり特定の日時に誰が現場にいたかの把握は難しいかもしれません。

こういった状況が重なったことで被害が大きくなり、全容解明や責任の所在について問題となってくるおそれがあります。

安全対策～労働者・組合のみなさんへ

危険を伴う現場では、とにかく安全対策の履行・連絡と徹底を確実に行うこと。これらは元請・請負主の責任で行うことはもちろんですが、「自分の身の安全は自分で守る」ことを心がけてください。火が出たらまず消火、煙が出たら風上へ水は高い所へ逃げるなど、冷静なときにはすぐにわかることも、咄嗟のときには出てきません。急いではいけません。

安全対策のための装備=例えばフルハーネス（安全帯）など機能性が高いものは構造が複雑ですので、装着のための安全講習が必要です。

これらのことが一番に思い浮かび実行できるように、日ごろの訓練と備えが必要です。

また、KY（危険予知）・RKY（リスクアセスメントを加える）も重要です。火災の場合は、自然発火もあり得ます。地上では落下物・重機の転倒などが突然起こることもあります。常に、安全に仕事をするための意識が必要です。

加藤雅章さん：元厚生労働監督技官。現在は中央労働災害防止協会相談員。安全管理士・衛生管理士

（聞き手・まとめ 編集部）



各地・各団体のとりくみ

北海道

逆転認定となった労災事例で

労災補償制度を考える学習会

いの健北海道センターは8月25日、行政裁判中の「自庁取り消し」と、再審査請求での「取消」で逆転認定となった2つの事例から、労災補償制度を考える学習会を行いました。

『自庁取り消し』は、ビルメンテナンスのSさんが新築の新聞印刷工場で過重労働によりうつ病となり、転勤後、人員減でうつ病の増悪に至り、労災申請をした事例です。不支給とされ不服申し立ても棄却され、札幌地裁に提訴していました。

再審査請求での「取消」は大型商業施設内の店舗で働いていたHさんが、会社が指定した屋外駐車場の自家用車内で昼食休憩中、大雪で一酸化中毒を発症して死亡し、遺族が労災申請した事例です。

それぞれの事案を担当した弁護士から概要の説明があり、逆転となった要因についてSさんの事例では、裁判で国は現場労働者から聞き取りを行い、「仮眠時間・休憩時間は手待ち時間ではなく労働時間」としました。再審査請求中にSさんは不払い残業代の支払いを求めて申告し認められていました。道労働局の労働保険審査官はそれを無視し、労働保険審査会も同様の対応でした。事前に聞き取りを実施し



左から瀬戸悠介氏、安彦裕介氏、長野順一氏、島田度氏の各弁護士

ていれば裁判に至らない事例でした。

Hさんの事例は「業務遂行性」「業務起因性」が問われました。会社の責任者は「事故は、事業主の支配下での出来事である」ことを証言し、労働保険審査官会は「本件災害について、業務起因性を否定しえない」としました。労基署も労災保険審査官も検討不十分のまま「業務外」との結論を出していました。再審査請求の「審理」では、委員から質問が殺到し異例の展開となりました。

2つの事例は被災者の頑張り、弁護団の慎重な検討が逆転認定を勝ち取りました。ともに行政段階でのしっかりとした調査、検討がされれば被災者を苦しめることなく解決できる事案でした。今後、労基署等への対応をさらに重視することを確認しました。
(北海道センター 佐藤誠一)

愛知

労安活動の担い手を広げよう

衛生推進者養成講習開催

愛知では、公益財団法人社会医学研究センター(以下、社医研)の主催で、7月28日衛生推進者養成講習を行いました。

愛知健康センターは、どう労働安全衛生の活動の担い手を広げ活動を強化するかについて検討してきました。そして、2017年の労安学校で「衛生推進者資格取得取り組みの提案」をし、愛労連(愛知県労働組合総連合)の幹事会で訴え、個々の単組・単産での検討をお願いしました。

社医研は2015年から衛生推進者養成講習を、教員向けに東京、埼玉、神奈川、千葉で開催し、石川では医労連を中心に医療関係者向けの講習を行っていました。そこで愛知でも、愛知労働局に機関登録をして、愛知健康センターが窓口となって、労働者の立場に立った衛生推進者養成講習を全産業の労働者向けに行うことになりました。

台風の影響で準備が大変でしたが、講習後も質問が相次ぎ、最後には「全員での集合写真を」との声



が出ました(写真)。講師からは「たくさんの質問が出て大変嬉しかった」との感想を戴きました。

医労連から27人、健康センターから15人、合計42人の応募があり40人が修了証をもらいました。

参加者からは「労働者を守ってくれる労安法について学ぶことができ、主体的に働くという視点を学んだ」「後輩のためにも今日学んだことを活かし、働き続けられる職場にしていきたい。次回は同僚後輩に出席してもらうよう働きかけていきたい」など、積極的な声が多く寄せられました。10月には講師の服部真医師による補講が行われる予定です。

(愛知センター 高垣英明)

訂正: 本紙231号4面の森岡孝二さんの逝去日は8月1日の誤りでした。

各地・各団体のとりくみ

奈良

過労死シンポ・奈良会場の担い手として 第12回総会

いの健奈良センターは、奈良県教育会館に事務所をもつ奈良連事務局に机ひとつを置いています。2018年の3月までその机では、谷山義博事務局長(全労働出身)が大阪府勤労者健康サービスセンター所長を歴任された水野洋先生(いの健センター長)のもとで日常の運営を担ってきました。このお2人が今年はじめに突然亡くなられ、今後の体制などに準備を要しましたが、1ヵ月遅れの7月20日、第12回総会を行いました。

結成13年目を迎えた総会では、記念講演「職域・職場の健康問題—労働組合が大切にしなければならない視点と活動—」。講師は近藤雄二氏(天理大学)でした。職場、交通事故、火災の領域によるケガや死傷者数の統計をもとに職場でのケガや死亡の発生確率は高く、まだ対策が必要な状況にあること、労安法では1988年改正で「健康管理」の章見出しが「健康保持増進」に変わり、健康を守る活動が健康をつくりだす視点に変わっていること等を踏まえ、健康を支援する環境づくりにかかわる安全衛生活動の基本を説きました。

2018年度の活動にあたっては、規約を一部改正し、「センター長」「副センター長」を「理事長」「副理事長」に変更し、新



総会で挨拶をする永松孝志新理事長

しい理事長に永松孝志氏(平和会・吉田病院・精神科医)、副理事長に井ノ尾寛利氏(奈良連)と近藤雄二氏(天理大学)が就任しました。

主な取り組みとしては、全国で行われる奈良会場の「過労死シンポジウム」を過去3年間、いの健奈良センターが実行委員会を組織しており、本年度も「いのちの大切さ、健康であること、人格を尊重したあたりまえの働き方をめざして」をメインテーマに基調講演者に三戸秀樹氏(大学院連合メンタルヘルスセンター理事長)を迎えて11月16日の開催にむけて準備を進めています。

(奈良センター 近藤雄二)

京都

新理事会体制がスタート 第20回総会

8月31日に、働くもののいのちと健康を守る京都センターの第20回定期総会を開催しました。

総会に先立ち、脇田滋龍谷大学名誉教授に「労働者が大切にされる働き方改革実現と展望」と題した講演をいただきました。講演は、時の自民党政権が財界と一体となって、労働者保護の政策を解体し、雇用の多様化・流動化を推し量ってきた歴史に触れ、今日の安倍「働き方改革」の本質を鋭く告発したものでした。またEUや韓国などでは労働者保護の強化が図られ、人権としての労働の大切さが、具体性をもって進められている状況が紹介されました。いの健京都センターの活動に、大きく力になる講義でした。

講演の後、総会に移り、開会あいさつに立った吉中丈志理事長は、「今の安倍政権のもとで、行政機能が劣化し、国民のいのちと健康・生活が脅かされている」「沖縄知事選挙もしっかり支援をし、安倍政権を追い詰めていく具体的な闘いが重要だ」とあいさつ。総会議案の提案後、討論に移りました。

発言も、総会議案を補足・強化する内容で、古川拓弁護士は、過労死防止法に基づく施策の取り組みや大綱の見直しなどについて報告。全労働の



講演する脇田滋名誉教授

川辺和宏委員長は、労働行政の動向について詳しく現状を報告し、とりわけ労災認定業務に携わる労災担当官を大規模に減らす配置転換が計画されていることを強調しました。国公労連の矢野芳彦氏はサマータイムの導入の動きに対して懸念を表明しました。すべての総会議案が満場一致で可決され、新役員が選出されました。

この総会で長年理事長としてのいの健京都センターを引っ張ってきた吉中丈志理事長が勇退し、新理事長に京都市民医連会長の河本一成医師が就任しました。

(京都センター 新谷一男)

各地・各団体のとりくみ



今後の運動に強い思いを

第7回職業がんをなくそう集会 in 大阪

7月21日大阪・PLP 会館で第7回職業がんをなくそう集会を開催しました。韓国からの参加を含め8団体18人が参加しました。



記念講演は、池田直樹弁護士が「三星化学膀胱がん裁判の意義」について行いました(写真)。

池田氏は、「『この裁判は、芳香族アミンによる職業がんに関する日本で初めての裁判』であり、『何がおこったのか』『何を問おうとしているのか』を広く知ってもらうことが大切」と強調しました。そして、「今や国内外の潮流は予防的措置(毒性のわからないものにはばく露させない)であるのに、国の規制がなければ安全、日本中で誰にもがん発生は予見できなかったという会社の主張は時代錯誤と言わざるを得ない。また、損害に対する会社の考え方は単なる交通事故感覚であり、再発への不安や生涯検査を受け続けること、検査に伴う精神的苦痛を全く考慮していない」と指摘しました。

職業性膀胱がんは私たちが最後に

職場からの報告として、化学一般関西地本三星化学工業支部田中康博書記長は、これまでの劣悪な労働環境と杜撰な衛生管理の実態を告発(写真下)。そして、会社は、環境改善を要求する労働者に対して、劣悪な労働環境の職場への異動や人事考課で最低点を付ける等あからさまな差別をしてきたこと、また、2000年頃に労働者から膀胱炎や腎出血という診断される者が複数発生した時も、対策を講じることはなく、「せめてあの時にばく露対策がとられてい



れば、膀胱がんの多発という事態は避けられていたのではないかと訴えました。裁判は、「会社に非を認めさせ職業性膀胱がんを私たちが最後にする」という強い思いから提訴に至っています。会社は「発がん性はまったく予想できなかった」というだけではな

く、「オルトトルイジンが原因で発がんした根拠はない」という驚くべき主張までしています。

田中氏は「今後の運動に強い思いをおつけていきたい」と報告を締めくくりました。

(「職業がんをなくそう通信」より)



新日本理化徳島工場退職者膀胱がんが労災認定される

新日本理化徳島工場でオルトトルイジンの製造に従事した元労働者が2016年膀胱がん



徳島オルトトルイジンの会・第2回総会

に発症し労災申請をした事案について、8月21日徳島労働基準監督署が労災認定をしました。

この事案は三星化学工業で発生した膀胱がんの多発(15年12月厚労省発表)に端を発し、その後厚労省が行ったオルトトルイジン取り扱い事業所の膀胱がん調査で、徳島工場の退職者の膀胱がん発症がわかったものです。会社が2016年春、何の説明もなく対象となる労働者(退職者を含む)に尿検査を勧奨(検査費用は会社負担)。半年後には自費で検査を行うように連絡してきました。そのことに危機感を覚えたOBの一人が全退職者訪問を行ったところ、膀胱がんを発症して労災申請をしている労働者がいることがわかり、ようやく全貌がわかってきたものです。

この間、職業がんと闘う患者と家族の会が2016年6月に発足し、化学一般労組としての厚労省要請も行ってきました。そして、同年12月には三星化学工業で労災申請した全員が労災と認定されました。

2017年1月には、「職業がんを闘うオルトトルイジンの会」(以下「OTの会」)を結成。かつての業務状況や労働環境を詳細に記した意見書をまとめていきました。被災者は、オルトトルイジンを直接製造し蒸留する作業に従事していました。密閉された環境ではありましたが、メンテナンスや正規ルートではない作業でのばく露が日常的にあったことが意見書をまとめる過程で明らかになりました。この意見書は正式な証拠資料として採用されました。

その後、何回も労基署要請を行うものの、状況が分からないまま2年が経過していました。

(「職業がんをなくそう通信」より)

ゴンチャロフ過労自殺 労災認定

会社は謝罪と職場改善を

創業95年の神戸の洋菓子メーカーの老舗・ゴンチャロフの従業員前田颯人はやとさんが入社2年後の2016年6月24日、20歳の若さで自らの命を絶ちました。家族は、上司による執拗なパワハラが颯人さんを死に追いやったとし、2017年9月に労災申請、本年6月22日西宮労働基準監督署は労災と認定しました。

労基法違反が横行

職場は始業の1時間～1時間30分前に出勤することが慣例化し、不払い残業などの労基法違反が横行。従業員が次々と辞める職場環境でした。颯人さんの2015年9月からの4ヵ月間の残業は、過労死ラインを超える月87～109時が確認されました。

入社直後から颯人さんを狙い撃ちにしたグループリーダーの執拗なパワハラが始まりました。話しかけても無視。理不尽な叱責や罵声を浴びせ続け、連日1時間、2時間と怒鳴り声が響き渡りました。難易度の高い製造工程で颯人さんが廃棄品を出した時は「使えないやつだ」「また牛のえさを作りやがって」等わざと大勢の前で執拗に罵倒し、人格を否定。「あえて大声で叫ぶことで、周りのパートや派遣社員に緊張感をもたせている」と嘯く始末でした。思い悩み退職を願い出ると「辞めるなら、今後出身高校からは採用しない」と脅され、辞めることも逃げることもできない状況へと追い込まれていきました。

颯人さんには精神障害受診歴はありませんでした



労災認定報告会で訴える母親の前田和美さん

が、友人とのメールや家庭内での衰弱した様子から2015年12月に「うつ」を発症したと認められ、恒常的長時間労働、業務による心理的負荷を生じさせる出来事と併せ、総合評価を「強」と判断され労災認定に至りました。

「解決する会」を結成

ゴンチャロフは労災認定後も「長時間労働はなかった、パワハラは認められない」と誠意のない態度を続け、違法な労務管理も改めません。家族は「このままでは第2第3の被害者が出る。つらい思いをする家族、友人をこれ以上増やしてほしくない。会社は事実を正面から真摯に受け止め、指導者の在り方を会社の責任でしっかり指導し、従業員を大切にすることを会社に変わってほしい」と訴えています。

5月には労災認定後の運動も見据えた「過労自死事件を解決する会」を結成し、ゴンチャロフに謝罪、再発防止などの職場改善を求める体制を作り活動を開始しています。(兵庫センター 稲葉 健)

シリーズ 相談室だより(121)

労災認定後に課題を残す

相談は、被害者の義父の電話からスタート。タクシー会社の運行管理者の娘婿Nさんが、1年3ヵ月前、勤務中に脳梗塞を発症し入院。4ヵ月のリハビリを経て職場復帰し、現在は事務の仕事に就いたが減給されている。長時間労働だったので、労災にならないかということでした。

最初の難関は、タイムカードもなく全く労働時間管理がされていなかったことでした。被災者は管理職で残業手当もなく、残業時間を立証するものがありません。そこで、妻や運転手をしている義父からの聞き取りで当センターが代理人として意見書をまとめました。組合の意見書や労基署による現場調査

や同僚から聞き取りをし、申請から8ヵ月後の昨年6月、業務上認定となりました。

しかし、いくつかの問題を残しました。1つは、休業補償の給付基礎日額が確定できず支給が遅れたことです。交渉で会社が認めた労働時間に基づいて仮給付基礎日額で支給、後に追給が支給されました。2つめは、脳梗塞からの身体障害と高次脳機能障害について、4年に満たない期間で主治医も症状固定と判断したことです。障害厚生年金(年金3級)と障害補償給付請求を進め、年金として支給できる段階にこぎつけました。3つ目は、パワハラについて請求側からも追及できなかったことです。時間管理の問題は、労基署の指導監督により改善させることができましたが、課題を残した事案となりました。

(東京センター 大角繁夫)

**2018年働く人びとのいのちと健康
をまもる北海道セミナー in 釧路**

日時 10月20日(土)14時~17時30分
21日(日)9時~12時
会場 釧路市治水町周辺施設
記念講演 職場のメンタルヘルス対策
田村修氏(勤医協中央病院精神科医師)
分科会 (2日目)
①職場のメンタルヘルス・パワハラ対策を考える
②各職場の実態とまともな働き方を考える
③仕事によるけがや病気の補償と予防
参加費 一般1,000円/学生500円
連絡先 いの健北海道センター/TEL 011-825-4032

**第18回働くもののいのちと健康
を守る関東甲信越学習交流集会**

日時 11月18日(日)13時30分(受付12時30分)
~19日(月)9時~12時15分
会場 磯部温泉 ホテル磯部ガーデン(群馬県)
記念講演 働かせ方改悪とどう闘うか!
尾林芳匡氏(八王子合同法律事務所・弁護士)
分科会
①労働安全衛生講座

本の紹介

『大東建託の内幕 "アパート経営商法"の闇を追う』

三宅勝久著 (同時代社・本体1500円+税)

世に言う「ブラック企業」は必ずしもその姿が広く認識されているわけではありません。それどころかそれらの企業のいくつかは急成長を遂げ、社会的認知も一定あり、まさに誇らしげにテレビのコマーシャルにソフトな内容で視聴者に浸透を図るのです。紹介する上記の本を読むと大東建託のテレビコマーシャルを見るにつけ、怒りと共に何ともやるせない思いに駆られます。新聞やテレビなどのマスメディアは大東建託の事態に無批判に沈黙しているといえます。

この本の著者はフリーランスのジャーナリストです。彼は営業社員が自殺をしたとの新聞記事を契機に、取材をはじめ大東建託の劣悪極まりない労働条件・労働環境に遭遇したのです。すさまじいノルマ、基本給は少ないがアパート経営の契約が成立すると報酬が跳ね上がり、年収2000万円にもなる営業マンも多いとか。しかしここに危険な罠があります。ノルマ達成に向けて人格を無視した上司からパワハラを伴う追及、そのために営業マンは架空契

②労災認定闘争と裁判闘争の取り組み
③先生の働き方を知りたい
④職場でのメンタルに対して私たちはどう対応するか
⑤じん肺・アスベスト問題の取り組み
参加費 17,000円(1泊2日)/10,000円(日帰り・夕食)/3,000円(日帰り2日)
連絡先 「いの健」東京センター/TEL03-5976-3941

**第27回人間らしく働くための
九州セミナー in 福岡**

日時 11月10日(土)13時~18時
11日(日)9時~13時
会場 ももちパレス・西南学院大学
開講講演 健康の社会的決定要因
石竹達也氏(久留米大学医学部教授)
記念講演 働き方改革のオモテと裏~「安倍一強」の落とし穴
風間直樹氏(ジャーナリスト)
パネルディスカッション
働く人びとの健康を決定する社会要因と対策
学習講演・分科会 (2日目)
参加費 3,500円(2日参加)2,000円(1日参加)
1,000円(学生)/交流会参加費5,000円
連絡先 同実行委員会/TEL 092-651-9882

約を繰り返す蟻地獄へ引きずり込まれます。早朝から深夜まで客を求め、契約成立のために働き続けます。疲労困憊の末、精神疾患を患い、自殺に追い込まれる社員もいます。当然このような常軌を逸した営業活動は土地所有の客に老後生活のために、遺産相続のためにと甘言を弄しながら、相手をだますこともしばしば平然と行われていることがこの本に記載されています。上司である支店長にも上部からの目標達成に向けての週一回ある研修会は長時間にわたる言葉の暴力が横行する修羅場となります。支店長クラスの精神疾患の罹患者も多く発生しています。この本にはこれでもかこれでもかと言わんばかりに驚くべき実態が書かれています。こうした大東建託の実態を社会的に知らせ、まともな事業所としてよみがえるようにと労働者組合が誕生し活動を進めていること、うつ病などの精神疾患の労災申請も準備が進行している(東京センターが援助しています)など労働者が立ち上がっていることは希望です。(東京センター 色部 祐)

